

運行管理者資格者証の訂正・再交付申請の書類と手続き

1. 訂正・再交付について

- (1) 訂正申請（氏名変更により訂正のみを申請する場合）

※現在お持ちの運行管理者資格者証の氏名を二重線で訂正後、変更後の氏名を追記して交付します。

- (2) 再交付申請（氏名変更、汚損、破損、亡失により再交付を申請する場合）

※現在お持ちの運行管理者資格者証との差替となります。（亡失を除く）

◆長野運輸支局へ申請する場合、資格者番号が「北信長」、「新長」から始まるものであるか確認してください。「北信長」、「新長」以外の場合は、他の運輸支局への申請となります。

2. 申請書類

- (1) 運行管理者資格者証 訂正・再交付申請書（第3号様式）

- (2) 収入印紙 270 円（申請書に貼付）

- (3) 現在お持ちの運行管理者資格者証の本紙（亡失を除く）

- (4) 本人確認書類

- i. 氏名変更を伴う場合

自動車運転免許証の両面コピー（裏面に氏名変更の履歴がある場合のみ）

又は住民票※（コピー不可）（氏名変更が確認出来る場合のみ。）又は戸籍抄本（コピー不可）

- ii. 氏名変更を伴わない場合

自動車運転免許証のコピー又は住民票※又は戸籍抄本（住民票の写し及び戸籍抄本はコピー不可）

【郵送による交付を希望する場合】

- (5) 返信先を記入した返信用封筒（資格者証（A4 サイズ）を折り曲げずに入るもの。角型 2 号等）

- (6) 返信に必要な所定の額の切手※原則書留（返信用封筒に貼付）

3. 提出先

〒381-8503 長野市西和田 1 丁目 35 番 4 号

北陸信越運輸局 長野運輸支局検査整備保安部門 保安担当あて

4. 留意事項

- (1) 郵送で届出の際、誤りがあつたり添付書類がない場合、受付することが出来ず返却することになりますので、出す前に確認をお願いします。

- (2) 交付まで 2 週間～1 ヶ月程度を要します。資格者証番号が不明な場合は通常より証明までに日数が掛かります。不明の場合は取得時期、運行管理者選任歴などのメモ等をお付けください。

- (3) 郵送におけるトラブル等については、当支局では一切の責任を負いかねますので、原則、到達の確認が可能な書留等を利用するようにして下さい

※住民票は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号（個人番号）が記載されていないもので申請願います。

運行管理者資格者証 訂正 (注1) 申請書
再交付

令和 年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

収 入
印 紙

郵便番号
住 所

電話 (連絡先)

(フリガナ)
氏 名
生年月日

資格者証の訂正 (注1) を受けたいので、旅客自動車運送事業運輸規則
再交付

第48条の7第1項 (注1) の規定により、別紙書類を添付して申請します。
第48条の8第1項

理 由	1 氏名の変更	2 汚損	3 破損	4 亡失
申請前に有していた 資格者証の記載内容	資格者証番号			
	氏 名			
	生 年 月 日			
変 更 後 の 氏 名				

- 注 (1) 不要の文字は消すこと。
(2) 資格者証の訂正を申請する場合は、収入印紙は不要。
(3) 理由の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと